北海道入札監視委員会設置要綱新旧対照表

改　　正	現　　行	摘　要
第１～第８　（現行どおり）	第１～第８　（略）	
第９　その他 １　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。 ２　本委員会は、平成２５年４月１日から起算して２年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、委員会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	第９　その他 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める	○項番の設定 ○新設 「附属機関等の設置及び運営に関する基準」の改正に伴う追加
附則 この要領は、平成１５年４月１日から施行する。 この要領は、平成１５年６月２日から施行する。 この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。 この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。 この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。 この要綱は、平成１８年８月１日から施行する。 この要綱は、平成１９年１月２５日から施行する。 この要綱は、平成１９年８月３０日から施行する。 この要綱は、平成２１年２月１８日から施行する。 この要綱は、平成２５年７月２４日から施行する。	附則 この要領は、平成１５年４月１日から施行する。 この要領は、平成１５年６月２日から施行する。 この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。 この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。 この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。 この要綱は、平成１８年８月１日から施行する。 この要綱は、平成１９年１月２５日から施行する。 この要綱は、平成１９年８月３０日から施行する。 この要綱は、平成２１年２月１８日から施行する。	